資料２－２

消費者教育の体系化について

１．背景

我が国の消費者教育は、現在、様々な者によって実施されているが、消費者が生涯にわたってどのような内容を学ぶべきかについては、必ずしも消費者全体の中で認識が共有されているものではない。そこで、「消費者基本計画」でも、消費者教育について、「消費者教育を幅広く、かつ効率的・効果的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て、消費者教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。」と明記されている。

内閣府では、平成１７年度における研究の中で、消費者教育の基本的な系統立てについて、安全、契約・取引等の領域別目標を、消費者の発達段階に応じた幼児期、児童期（小学生）、少年期（中学・高校生）、成人期（高齢期含む）といった区分（ライフステージ）毎に、「～できる」というかたちで示した。

２．検討状況

（１）検討体制

平成１７年度の研究の成果の一部を引き継ぐ形により、平成１８年度は、本テーマを総合的に検討する「研究会」と、その下に、各ライフステージ毎の消費者教育の内容や重点課題を具体的に検討する４つの分科会を設けた。

（２）進捗状況

分科会では、現在一般的に消費者教育が行われていると考えられる場や機会、学習支援者及び学習内容等とともにその将来イメージについて検討し、これらをもとに、各ライフステージ毎に重点的に取り組む課題についての検討を行っている。

研究会では、分科会の議論を踏まえ、その総合調整とともに、消費者教育を推進するための方策の方向性について検討を進めている。

（３）議論の方向性

別紙のとおり

３．今後の予定

これまでの議論を整理し、研究会や分科会の委員以外の関係者等との意見交換の結果等も踏まえ、今年度内に報告書をとりまとめる予定である。

別紙

分科会における議論の方向性

１． 幼児期

幼児期では、子供と学べるプログラムの開発・提供と、保護者や地域内人材を巻き込んだ取組が必要である。

（１）幼児期における消費者教育の現状

- 汎用性のある適切な教材・プログラムが不足している。
- 効果的な学習環境が不足している。
- 保護者や地域による参加型保育の重要性が高まっている。

（２）将来イメージ

- 保護者や地域内人材が子どもとともに学べる教材・プログラムを提供することで、学習支援者をも巻き込んだ取組みが可能となる。

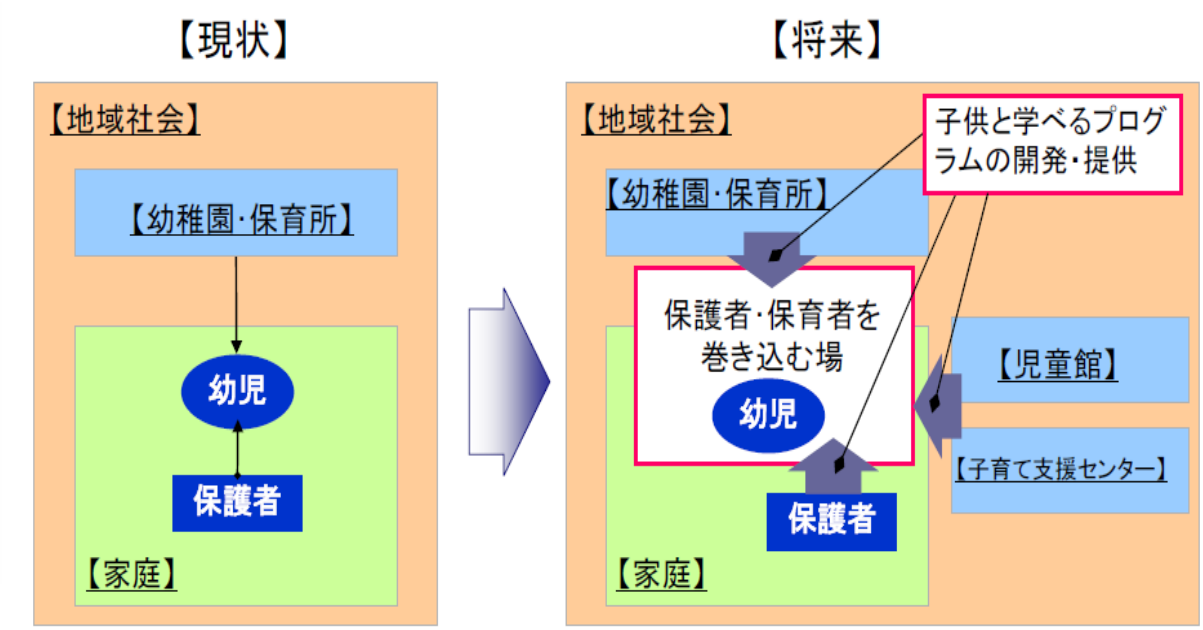

（３）幼児期における消費者教育推進の方向性

- 幼児期においては汎用性のある適切な教材や、それを利用するプログラムを充実する必要がある。
- 幼稚園・保育所で実施されている既存の取組みに消費者教育を盛り込むことが必要である。
- 身近な学習支援者である保護者・地域内人材を巻き込むことが必要である。

２．児童期

児童期では、消費者教育情報提サイトの構築などにより、教材やプログラムなどの情報提供を効果的に行う必要がある。

（１）児童期の消費者教育の現状

- **学校教育における消費者教育の重要性に対する認識の向上が求められている。**
- **学校での消費者教育では、児童の成長に適した学習内容とする創意工夫が重要である。**
- **企業や団体が保有する豊富な教材等の有効活用を促進する必要がある。**

（２）将来イメージ

- **学校において、より多様な場面において多様な学習支援者を介した消費者教育の可能性があるがある。**

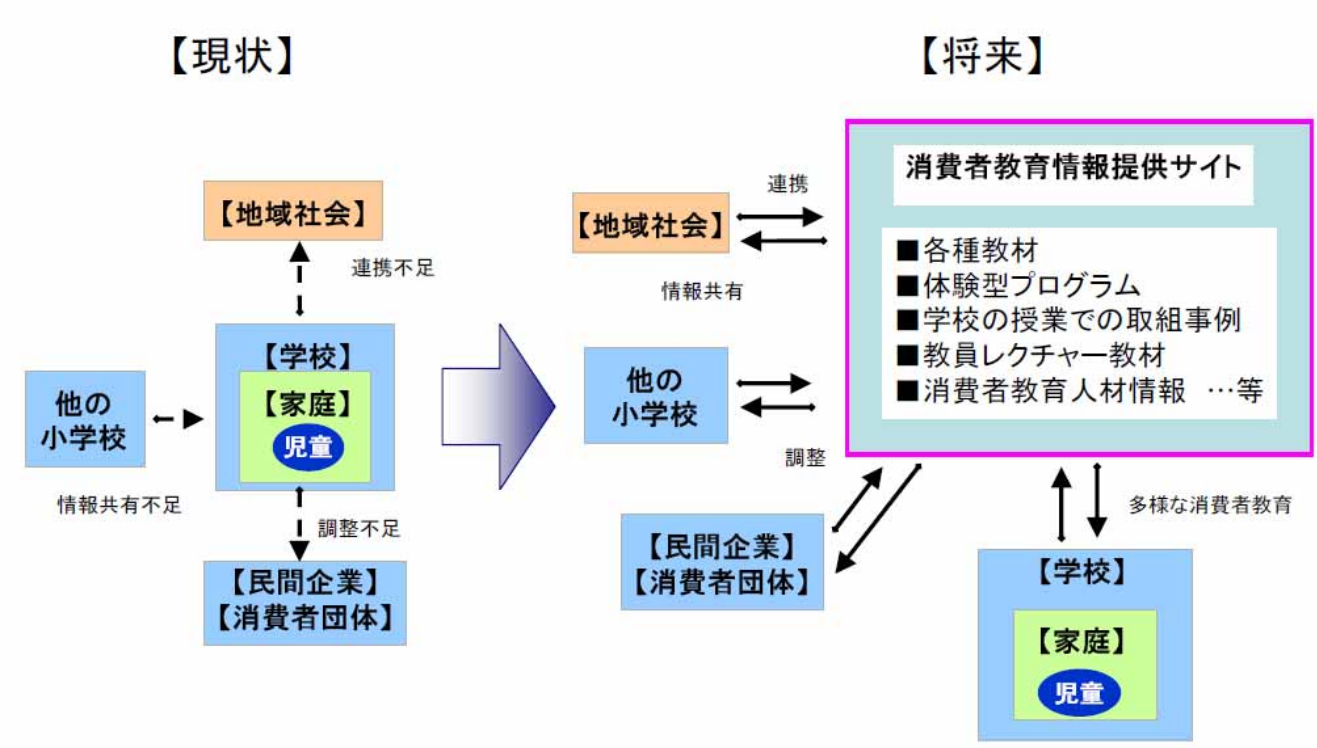

（３）児童期における消費者教育推進の方向性

- **児童期においては、教材やプログラムなどの情報提供を効果的に行う場を構築することが必要である。**
- **小学校で実施されている既存の取組みに消費者教育を効果的に盛り込むことが必要である。**
- **教師による教育のほか、多様な人材を活用する仕組みをつくることで、より充実した消費者教育を実施することが必要である。**

３．少年期

少年期では、少年と社会を結ぶコーディネートの仕組みが必要である。

（１）少年期の消費者教育の現状

- **消費行動の拡大に伴って、少年期における消費者教育の重要性が高まっている。**
- **危険性等に「気づく力」の育成など基礎的な消費者教育が求められている。**
- **社会の「経験知」を活かした消費者教育の必要性が増大している。**
- **学校における消費者教育の重要性が増大している。**

（２）将来イメージ

- **学校の場面において、将来的にはより多様な学習支援者を介した学習の可能性がある。**
- **家庭や地域において、より多様な場面で消費者教育の可能性がある。**

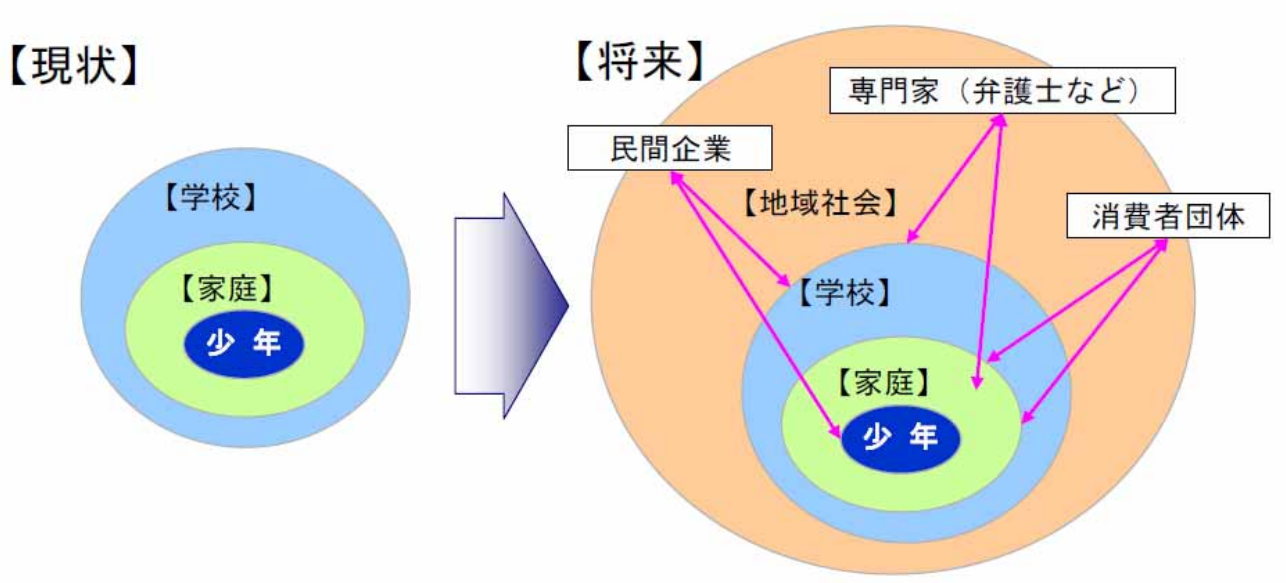

（３）少年期における消費者教育推進の方向性

- **少年（中・高校生）と社会を結び、人材派遣のみでなく 、教材の収集・蓄積、相談・支援等を行うコーディネイトの仕組み（機関）を構築することが必要である。**
- **民間企業や消費者団体等からの派遣講師、専門家などが、学校と連携し、少年を取り巻く学習支援者が多様化することが有効である。**
- **家庭や地域において様々な学習機会において消費者意識・消費者行動について、考える場を設ける工夫をすることが必要である。**

４．成人期

成人期では、地域社会の中で、消費者同士、関係者同士が相互に連携しあう仕組みが必要である。

（１）成人期の消費者教育の現状

- **共通する消費者教育の場がないため、ライススタイルやライフステージにより消費者教育を受ける機会に偏りがみられる。**
- **高齢者等の消費者被害が増大し、支援を必要とする成人への消費者教育の必要性が高まっている。**
- **子どもや高齢者等を支援する立場の成人に対する消費者教育が求められている。**

（２）将来イメージ

- **消費者同士・組織同士が相互に支援しあう仕組みが必要である。**
- **専門機関等がコーディネイト機関として、消費者教育に関する人材や教材等の管理や情報発信等を担う必要がある。**

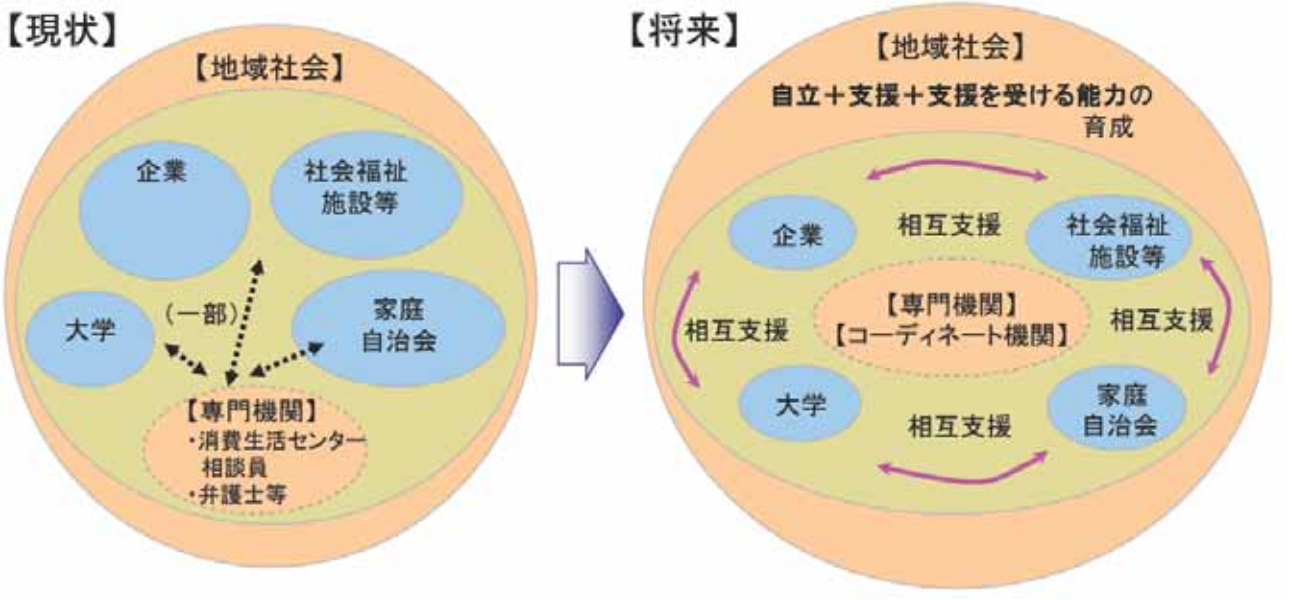

（３）成人期における消費者教育推進の方向性

- **消費者同士や関係機関が相互に情報を共有し合い、消費者トラブルの未然防止や早期対応のために支援しあう体制づくりが求められる。**
- **「自立する成人」、「支援する成人」、「支援を受ける成人」など、ライフステージの推移や多様な立場に応じた消費者教育の機会が整備されるべきである。**
- **消費者の雇用者としての企業の社会的責任に関する意識を高め、企業を消費者教育に巻き込む働きかけが必要である。**

研究会における推進方策の方向性

＜１＞　教材・プログラム開発と共有化

① 様々な場面で利用できる年齢層や場面に応じた教材の作成

- 幼児期…遊びの場や生活場面において使用できる教材の作成
- 児童期・少年期…既存の教材の活用方法も含めた推進
- 成人期…オリエンテーションの一部で利用できるような短時間で使える教材

② 効果的な学習の機会を対象としたプログラムの構築

- 教材をどのような場面でどのように使えば効果的であるかという情報の提供

③ 教材やプログラムの共有化（双方向型情報提供サイトの構築）

- 先進的な教材やプログラムを情報サイトとして共有する仕組みの構築

＜２＞　コーディネート・支援機能の充実

① 組織間連携の仕組みの構築

- 自治体（都道府県など）のレベルで消費者団体や事業者団体等と地域社会・学校･社会教育施設等が連携する仕組みの構築
- 複数機関が連携する際の核となる組織（教材・人材等の蓄積、講師派遣等）の確立

② 消費者個人の活動を支援する環境づくり

- 「自立する消費者」、「支援する消費者」、「支援を受ける消費者」の有機的連携
- 企業組織等を消費者教育に巻き込むための仕組みの構築

消費者教育の場、機会及び学習支援者（将来イメージ）

		学校	地域	社会教育施設等	家庭	その他
幼児期	学習の場	■幼稚園･保育所	■地域	■児童館、子育て支援センター、保育養成所など	■家庭	
	将来実施することが期待される学習機会	□遊んでいる時　□入園時、進級時 □お散歩や遠足の際　□野菜等の栽培の際 □園主催イベント　□避難訓練・防火・防犯・交通安全教室 □歯科検診時　□朝のお話会の時 □周辺地域における買い物体験の際 □園内におけるリサイクルバザー □友達の作品に触れる時 □リサイクル週間（例えばごみ収集車の招聘等）	□遊んでいる時 □日常的な買い物の際 □地域の保健所等における健康相談会 □公園で遊んでいる時など □地域の環境イベント	□遊んでいる時 □買い物ごっこ □館内で催されるイベントの時など □小学校入学前 □友達の作品に触れる時 □エコプロダクツ展などのイベント	□遊んでいる時　□食事の時 □地域の保健所等における健康相談会 □クリスマスや誕生日 □日常的な買い物の時 □お年玉をもらった時　□お祭の時 □入園時・進級時 □廃品回収を親と行う時 □燃えるゴミ、燃えないゴミを分別するとき	
	将来的に活動が期待される学習支援者	□幼稚園教諭・保育所の保育士 □警察ＯＢ、消防団等からの派遣講師 □販売店員	□保護者 □地域内人材（ＮＰＯ、消費者団体、ボランティア）	□児童館職員 □保護者 □大学生ボランティア（保育養成所）	□保護者	
児童期	学習の場	■小学校	■地域	■児童館、消費生活センター等	■家庭	■企業
	将来実施することが期待される学習機会	□社会、道徳、保健、体育、家庭科、図画工作、総合的な学習の時間等の授業時間 □給食の時間　□課外で野菜等を栽培する際 □地域と連携した擬似的な経済活動（学校で収穫した作物の地域の人への販売、スーパーなどの店舗における学校の課外授業等） □行事（移動教室、修学　□物を借りたとき □課外活動においてリサイクル活動などを行う際 □ゴミを分別して捨てる際　□野外活動や遠足の際	□食事の際 □交通安全教室 □地域の保健所等における健康相談会 □こども会等の地域活動の際 □地域と連携した擬似的な経済活動（学校で収穫した作物の地域の人への販売、スーパーなどの店舗における学校の課外授業等） □廃品回収	□イベント･催事、防災訓練 □研修会・説明会・展示会 □「～～週間・～～月間」等のイベント □フェスティバル・シンポジウム □図書館で本を借りたとき	□家庭学習時 □食事の際 □洗濯物のマークを確認して洗濯する際 □買い物の際 □インターネットで買い物をするとき	□イベント･催事 □見学会
	将来的に活動が期待される学習支援者	□学校教員（栄養教諭含む） □地域内人材（ＮＰＯ、消費者団体、ボランティア） □民間企業からの派遣講師 □弁護士	□保護者 □地域内人材（ＮＰＯ、消費者団体、ボランティア、民間企業） □販売店員 □こども電話相談 □業界団体	□社会教育施設職員 □地域内人材（ＮＰＯ、消費者団体、ボランティア、民間企業） □消防団からの派遣講師 □消費者団体からの派遣講師 □民間企業からの派遣講師 □業界団体からの派遣講師	□保護者	□民間企業社員
少年期	学習の場	■中学校 / ■高等学校等	■地域	□青少年会館、公民館、消費生活センター等	■家庭	■その他
	将来実施することが期待される学習機会	□公民、保健体育、技術・家庭、総合的な学習の時間等の授業時間 □学園祭などのイベント時 □課外活動等の時間 □保護者会／ＰＴＡ □消費者団体等の出前講座 □委員会活動の際（環境整備委員等） □クラブ活動の際（料理部等） □ゴミを分別して捨てる際 □野外活動や遠足の際 ／ □公民（現代社会）、家庭基礎、家庭総合、情報、保健、理科、総合的な学習の時間等の授業時間 □学園祭などのイベント時 □課外活動等の時間 □地域の保健所等における健康相談会 □保護者会／ＰＴＡ □消費者団体等の出前講座 □論文コンクール □高校卒業時 □委員会活動の際（環境整備委員等） □クラブ活動の際（料理部等） □ゴミを分別して捨てる際 □野外活動や遠足の際	□買い物している時 □地域の保健所等における健康相談会 □地域の祭り・イベント等の際 □買い物等でトラブルに遭った時 □擬似的なトラブルを発生する場面に遭遇した時（教育プログラムの一種） □企業の情報発信施設や環境対策関連施設の見学、工場見学などへの参加	□青少年会館祭りなどのイベント時 □研修会・説明会・展示会 □「～～週間・～～月間」等のイベント □フェスティバル・シンポジウム □自身がイベントや組織の運営を担うとき	□買い物している時 □製品を使用している時 □製品を使用する時 □洗濯物のマークを確認して洗濯する際 □取扱説明書や食品表示を読む時 □製品に不具合が見つかった時 □アルバイトを探す時、決める時 □小遣い､お年玉を得た時 □インターネットを利用する時 □インターネットを利用して買い物する時 □環境配慮製品を使っている時 □物を廃棄しようとしている時	□アルバイトをし、収入を得る時
	将来的に活動が期待される学習支援者	□学校教員 □民間企業からの派遣講師 □消費者団体等からの派遣講師 □弁護士、司法書士 ／ □学校教員 □民間企業からの派遣講師 □消費者団体等からの派遣講師 □弁護士、司法書士	□地域住民　□販売店員 □イベント主催者　□民間企業の社員 □地域内人材（ＮＰＯ、消費者団体、ボランティア、民間企業）	□消費者団体からの派遣講師 □民間企業や業界団体からの派遣講師 □社会教育施設職員 □業界団体からの派遣講師	□保護者 □親戚	□アルバイト先の同僚
成人期	学習の場	■大学等の教育機関	■地域	■公民館等	■家庭	■職場
	将来実施することが期待される学習機会	□新入生オリエンテーション □授業科目 □公開講座 □大学ＷＥＢサイト	□ＰＴＡ、町内会、婦人会、青年団等の地域組織における活動の際 □成人式 □区民・市民まつり □保育園、幼稚園、学校における保護者会 □地域の保健所等における健康相談会 □中吊り広告 □各サークル活動	□一般公開講座（生涯教育） □生涯学習大学 □施設まつり	□行政の情報誌 □インターネット □友人との茶話会 □テレビ公共広告、行政広報 □広報誌	□新入社員研修 □人事部による研修 □イントラネット □インターネット □社内掲示物等 □独身寮における講義 □社員寮掲示物 □社内報
	将来的に活動が期待される学習支援者	□学校教員 □学校職員 □生協職員 □消費者団体からの派遣講師 □業界団体からの派遣講師 □消費相談相談員 □弁護士、司法書士、学識経験者	□家族　□自分自身 □友人、近隣者 □心配事相談員、地域消費者リーダー □地域の劇団 □育児教育者　□町会、自治会役員 □消費生活相談員及びその団体 □弁護士、司法書士、学識経験者 □行政担当	□消費者団体からの出前講師 □社会教育施設職員 □業界団体からの派遣講師 □消費生活相談員及びその団体 □弁護士、司法書士、学識経験者 □行政担当	□家族 □自分自身 □行政広報担当	□人事部、福利厚生担当者 □消費者団体からの派遣講師 □消費生活相談員及びその団体 □業界団体からの派遣講師 □弁護士、司法書士、学識経験者 □行政　□インターネット相談窓口 □管理監督者 □事業所内の相談部署や消費生活アドバイザー □労働者の消費生活相談を引き受ける外部民間企業
高齢期	学習の場		■地域	■公民館等	■家庭	■通所施設・入所施設・病院
	将来実施することが期待される学習機会		□町内会、婦人会、老人会等の地域組織における活動の際 □敬老の日の催し物 □地域の保健所等における健康相談会 □地域包括支援センター等の身近な相談機関 □ボランティアグループ □金融商品、投信関連商品の説明会 □税金等の申告場面 □生命保険等の更新時 □金融関連団体、FP協会 □消費者センター □介護予防教室	□市民講座 □高齢者学級 □転倒予防教室 □介護予防教室 □老い支度講座 □成年後見制度及び遺言等に関するセミナーや無料相談会	□トラブルが発生した後の対応過程 □在宅介護支援センター □家庭において消費活動を行う際 □生活支援を受ける場面 □操作等に関する高齢者への説明サービス、学習サービスを受ける時 □悪質な訪問販売等の被害に対応する過程 □アセスメントやモニタリングを受ける際 □各介護サービス事業者からの満足度調査の際 □任意後見契約や法定後見の申立場面 □後見人等との定期的なコミュニケーションの場 □介護サービス等との契約時	□健康診断時や物忘れ、認知症等の診断、治療時 □支払い等でのトラブル発生時 □入退院、入退所時 □病院、医師の選択時 □治療方針や終末期医療に関する医療同意場面 □セカンドオピニオンを求める場合
	将来的に活動が期待される学習支援者		□家族 □自分自身 □消費生活相談員及びその団体 □ケアマネージャ □ヘルパー □事業者側の高齢者説明担当者 □一般事業者の高齢者説明担当者 □地域包括支援センター職員 □発見・見守り支援の市民ボランティア、民生委員 □介護予防事業者 □消費者センター職員 □成年後見制度推進機関 □NPO	□生涯教育センター職員 □消費者団体からの派遣講師 □ＮＰＯ（環境保護等をテーマにした） □保健師、介護予防受託事業者 □成年後見支援センターからの派遣講師 □地域包括支援センターからの派遣講師 □弁護士、司法書士、学識経験者	□家族　□自分自身　□ケアマネジャー □ホームヘルパー　□民生委員 □高齢者への説明担当者（事業者側） □消費生活センター職員 □介護事業者のモニタリング担当職員 □介護事業者の契約担当者 □介護事業者の情報公開サイト・第三者評価サイト □地域包括支援センター　□成年後見人 □地域福祉権利擁護事業担当者 □発見・見守り支援の市民ボランティア □リフォーム等に関する見積りチェック機関 □保険会社の担当者　□苦情対応機関の担当者 □トラブルの相手事業者　□地域消費者リーダー	□医師、医療ケースワーカー □各施設のケアマネージャ、病院の相談員、保健婦 □施設等の第三者委員及び市民オンブズマン □医療機関、医師の評価NPOの情報